

善光寺使用規則

(目的)

第1条 この規則は、善光寺の使用に関し必要な事項を定める。

(使用の申請及び使用)

第2条 善光寺の使用を希望するものは、目的、日時、代表責任者、人員、その他必要な事項を前もって住職に申し出、その許可を得て備え付け使用簿に記入しなければならない。

(使用許可の制限)

第3条 次の各号に該当するときは、その使用を許可しない。

- 1) 寺院での開催にふさわしくないと認められるとき
- 2) 公益を害する恐れがあると認められるとき
- 3) 建物及び設備に破損の恐れがあると認められるとき
- 4) その他、管理上支障があると認められるとき

(使用者の義務)

第4条 使用の許可を受けたものは、善光寺の使用に際し、規則並びに住職の指示に従わなければならない。

(許可の取り消し及び使用の中止)

第5条 住職は、善光寺において別に寺院行事（通夜、葬儀、法事等）が予定された場合は、使用の許可の取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- 2 住職は、使用者が本規則に違反したときは許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定による措置によって生じた損害については、住職及び善光寺はその責を負わない。

(使用料)

第6条 善光寺の使用を希望するものは別表1の使用料を納付しなければならない。ただし、寺院行事（通夜、葬儀、法事等）を催す場合の使用料は別途定める。

(使用料の還付)

第7条 次の各号に該当するときは納付された使用料を還付する。

- 1) 善光寺にて寺院行事（通夜、葬儀、法事等）が予定され、住職により許可の取り消し、又は使用の中止を命じられたとき
- 2) 使用者の責任でない事由により使用することができなくなったとき
- 3) 使用者が前日までに使用許可の取り消し又は変更を申し出たとき

(損害の弁償)

第8条 使用者が故意又は過失によって施設及び備品を破損あるいは滅失したときは、その旨を住職に申し出て、その損害を弁償しなければならない。

(使用時間)

第9条 使用者の使用時間は、午前9時より午後9時30分までとする。

但し、住職が必要と認めたときはこの限りではない。

(使用についての遵守事項)

第10条 使用者は次の事項を守らなければならない。

- 1) 寺院行事（通夜、葬儀、法事等）を優先し、許可の取り消し、使用の中止に速やかに従うこと
- 2) 定められた場所以外で飲食及び喫煙をしないこと
- 3) 許可を受けないで、火気、電気及び器物を使用しないこと
- 4) 清潔整頓に留意し、施設使用後は直ちに設備、器物を整備し、原状に復すこと
- 5) 許可を受けないで特別の設備をしたり、又は壁、柱にはり紙及びくぎ類の打ちつけをしないこと
- 6) 施設又は設備、器物を損傷若しくは滅失したときは、速やかに住職に届け出て、その指示を受けること
- 7) 騒音を発したり、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為又は危険となる行為をしないこと
- 8) その他管理上必要な指示を遵守すること。

(管理上の入室)

第11条 使用者は住職が管理上入室を必要とするときは、これを拒むことができない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(委任規定)

第13条 この規則の施行に必要なことは住職が定める。

この規則は平成28年1月より施行する。

別表1 善光寺使用料金

午前	午後	夜
9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:30
2,000円	2,000円	2,000円

備考1 新地町内関係者が主催して使用する場合は、上記使用料の半額とする。